

# 気象警報発令時及び公共交通機関不通時の 授業・試験について

## (1) 授業の休止、試験の延期について

①下記(1)又は(2)の場合は、授業を休止し、又は試験を延期します。

(1) 京都市又は京都市を含む地域に特別警報、暴風警報が発令された場合、又は次の(イ)、(ロ)のいずれかに該当する場合

(イ) 京都市営バスが全面的に不通の場合

(ロ) JR西日本(京都発着の在来線)、阪急電車(河原町・梅田間)、京阪電車(出町柳・淀屋橋又は中之島間)、近鉄電車(京都・西大寺間)のうち、いずれか3以上の交通機関が全面的又は部分的に不通の場合

(2) 経済学研究科長の判断による場合

②授業・試験開始後に上記(1)又は(2)の事態が生じた場合は、授業を休止し、又は試験を延期します。

## (2) 特別警報、暴風警報の解除、公共交通機関の運行再開に伴う授業・試験の実施について

特別警報、暴風警報が解除された場合、又は公共交通機関の運行が再開された場合は、以下の基準により授業・試験を実施します。

①午前 6時30分までに解除・運行再開の場合  
1時限から実施

②午前10時30分までに解除・運転再開の場合  
3時限から実施

## (3) 特別警報、暴風警報の発令・解除、公共交通機関の運行の確認・周知について

①特別警報、暴風警報の発令・解除及び公共交通機関の運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道機関の報道によります。

②1時限開始後に上記1①の事態が生じた場合は、掲示等により周知します。

## (4) 特別警報、暴風警報の発令、公共交通機関不通等で授業休止又は試験延期になった場合

①授業休止のため、補講がおこなわれる場合は、掲示等でお知らせします。

②延期された試験に関しては、別途掲示等により指示します。

※ ただし、他学部・他研究科科目については、当該学部・研究科の取扱いに従ってください。

# 地震等の発生時の避難方法について

## (1) 地震の発生により建物倒壊の危機が迫った場合

窓枠が歪み窓ガラスが次々と壊れる等建物倒壊の危機が迫った場合は、各教室の教員の避難指示に従い、建物外に出て吉田南構内グラウンドに避難、待機してください。教員等の指示が出るまでの間、勝手な行動は慎んでください。

## (2) 火災発生時の対応

各教室の教員の指示に従ってください。避難指示が出た時には教員の指示に従い建物外に出て吉田南構内グラウンドに避難してください。